

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

なお、令和5年度から愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）のうち、「介護人材資質向上事業」を活用した安城市介護人材資質向上事業補助金を創設しましたのでご活用ください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみに所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

なお、「業務管理体制の整備に関する届出システム」から、電子申請等による届出も可能です。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイト参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指導第一グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事

務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市のみで事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、又はこれらの疑いがある場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年に一度は運営指導を行っています。運営指導とは、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、勤務形態一覧表、運営規程等の書類を事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善を図っていただくようお願いします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施または、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合

は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和5年度分）

ア 運営指導の実施状況

10業者12事業所20サービス

うち改善報告を求めた事業所数 12事業所

イ 監査の実施状況

3業者5事業所7サービス

令和6年7月1日現在、4事業所について勧告を行いました。

他1事業所については調査中です。

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の地域密着型サービスは利用できませんのでご注意ください。

- (1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は**利用不可**。）
- (2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホーム、地域密着型特別養護老人ホームに直接入居する場合。
なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合がありますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

5 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。
（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと
- ◎次の職種でないこと
 - ア 管理者（全サービス）
 - イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）
 - ウ 介護支援専門員（全サービス）
 - エ 計画作成担当者

(2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 （届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について（8ページ参照）

6 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」

及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について(8ページ参照)

7 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております(例:介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等)。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

The image shows a screenshot of the Anjo City official website. The top navigation bar includes links for Home, Living (暮らす), Learning (学ぶ), Enjoying (楽しむ), and Business (事業者). Below this is a 'Convenience Guide' (便利ガイド) section with various service icons. A yellow callout box points to the '総合メニューから探す' (Search from the综合 menu) link in the top left corner, with the text '①「総合メニューから探す」クリック' (Click 'Search from the综合 menu'). Another yellow callout box points to the '健康・福祉 介護・医療' (Health/Welfare, Nursing/Medical) icon in the Convenience Guide, with the text '②車いすのアイコンをクリック' (Click the wheelchair icon).

安城市
受け継ぐ想いを未来へ届ける
望遠郷

総合メニューから探す

①「総合メニューから探す」クリック

市長のページ

やみじやん ANJO! 安城市議会 公式サイト

Google カスタム検索

検索

安城市

総合トップに戻る

Google カスタム検索

検索

ホーム 暮らす 学ぶ 楽しむ 事業者

便利ガイド

すぐに知りたい

子育て教育

ライフシーンで選ぶ

ごみリサイクル

健康・福祉 介護・医療

保険・年金

税金

届出・証明 (パスポート)

水道・下水道

住まい・土地

あんくるバス

救急医療 AED

ペット・動物

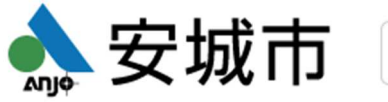
②車いすのアイコンをクリック

福祉・介護・医療

[不審な電話にご注意ください](#)

医療助成制度

- ・子ども医療
- ・心身障害者医療
- ・母子・父子家庭医療
- ・精神障害者医療
- ・後期高齢者福祉医療費給付制度
- ・自立支援医療(精神通院)
- ・自立支援医療
- ・小児慢性特定
- ・養育医療
- ・精神障害者医療
変更します。



ホーム

[総合トップ](#)

[ホーム](#) > [暮らす](#) > 健康、介護

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

福祉・介護・医療

④「高齢者の福祉」
クリック

高齢者の福祉



[総合トップに戻る](#)

[Google™ カスタム検索](#)

ホーム

暮らす

学ぶ



[総合トップ](#)

[ホーム](#) > [暮らす](#) > 高齢者の福祉

[いいね！](#)

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

[介護保険制度案内](#)／[利用できるサービス\(介護保険サービス・市営施設\)](#)／[市内事業所一覧](#)／[予防・介護の知恵袋](#)／[認知症](#)／[支援活動](#)／[在宅医療](#)／[各種申請書](#)

■ 事業者向け情報

[介護保険事業者向け情報](#)／[地域密着型サービス事業者・介護予防支援](#)／[介護予防・日常生活支援総合事業](#)／[居宅介護支援事業者向け情報](#)／[在宅医療・介護連携拠点推進](#)

■ その他

[あんジョイプラン](#)／[施設整備](#)／[各種審議会](#)／[介護・福祉の仕事に関する情報](#) など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

新型コロナウイルス感染症情報

- [「緊急事態宣言」等の発出に係る高齢者施設等の対応について](#)（随時更新）
- [新型コロナウイルス感染症等に係る国・県からの通知等](#)（随時更新）
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)（令和4年10月5日更新）
- [令和5年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について（外部リンク）](#)（令和6年5月8日更新）
- [令和4年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について（外部リンク）](#)
- [令和3年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について（外部リンク）](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）について（外部リンク）](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事業）について（外部リンク）](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金について（外部リンク）](#)

介護保険事業者向け情報

- [事故報告及び感染症等に係る報告について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.1201～](#)（随時更新）
- [介護保険最新情報Vol.1101～1200](#)
- [介護保険最新情報Vol.1001～1100](#)
- [介護保険最新情報Vol.715～1000](#)
- [介護保険最新情報Vol.600～714](#)
- [災害に係る事務連絡](#)（令和6年1月29日更新）
- [国・県等からのお知らせ](#)（随時更新）
- [事業者向け研修のお知らせ](#)（令和6年5月22日更新）
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係る市町村への届出）](#)
- [運営指導の事前提出書類について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちら。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊りデイ）の届出について](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)（外部リンク）](#)

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱について](#) 令和
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [令和6年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について](#)（令和6年3月28日更新）

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて](#)（PDF：108K）
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)
- [介護保険住宅改修、福祉用具の購入、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱い](#)
- [介護保険給付に関する質問の取り扱いについて](#)
- [居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について](#)
- [要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について](#)

■ 在宅医療・介護連携推進事業（事業者向け）

- [サルビー見守りネット](#)
- [多職種（専門職）向け研修会](#)
- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成28年度）
[本編（PDF：103KB）](#)
[解説編（PDF：211KB）](#)